住まいに関する支援制度一覧

市町村名：　み　な　か　み　町　　※　内容は調査時点のものです。現在の内容及び詳細については、直接、担当課へお問い合せ下さい。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率（利子補給の場合は利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号（申込・問合せ先）	HP掲載（リンク先）	その他
住宅整備資金 （住宅新築・増改築・取得）	助成	みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金	新築：工事費1,000万以上のもの　（施工業者の所在地は問わない） 増改築・改修：工事費500万以上のもの　（施工業者の所在地は問わない） 取得：取得費500万以上のもの　（契約相手の所在地を問わない）	・みなかみ町に住所登録をしている方。（整備完了後、6ヶ月以内に転入できる方） ・中学生以下の児童を養育している世帯、または妊婦がいる世帯、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯。 ・町税等の滞納のない世帯。 ・住宅整備後、3年以上居住すること。	■新築の場合：補助対象費の10％上限100万円 ■増改築・改修の場合：補助対象費の10％上限100万円 ■取得の場合：補助対象費の10％上限100万円			随時	予算内	子育て支援課	0278-25-5009	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
ﾘﾌｫｰﾑ等資金 （住宅等新築改修等）	助成	みなかみ町住宅等新築改修等補助金	個人住宅及び店舗の新築、改修、修繕、補修、増築工事 工事費用が20万円以上 町内に本社又は本店を有する事業者が施行する工事 他の補助制度を受ける場合、その補助制度対象部分の工事は対象外 ※申請書は工事着工前に提出	・町内に建築された個人住宅及び店舗の所有者又は町内に新築を予定している個人住宅及び店舗の建築主 ・住宅の所有者及び世帯全員に町税等の滞納のない方	補助対象事業費の10％ 上限20万円			随時	予算内	観光商工課	0278-25-5018	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
合併処理浄化槽設置費	助成	みなかみ町浄化槽設置整備事業費補助金	対象となる浄化槽は、消費電力基準及び環境性能を満たす環境配慮型浄化槽とする。 （1）消費電力基準は次の値以下であるものとする。（単位w/h） 5人槽　通常型　47、BOD10mg／以下　58、りん除去型　92 7人槽　通常型　67、BOD10mg／以下　83、りん除去型　100 n(10～50人槽) 通常型　n×8.7＋5、BOD10mg／以下　n×10.8＋5、りん除去型　n×16＋14 （2）環境性能が次のアからエまでのいずれかを満たすもの。 ア　浄化槽の消費電力が（1）の消費電力より更に10％以上低減されていること。 イ　浄化槽本体の大きさがｺﾝﾊﾟｸﾄ化されており、次の総容量の基準を満たすこと。 5人槽　2.2m3、7人槽　3.1m3、n(10～50人槽)　n×0.45m3 ウ　ディスポーザ対応浄化槽であること。 エ　製品全体の構造部品に含まれるﾌﾟﾗｽﾁｯｸの全重量に占める再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの 重量割合が基準以上であること。	補助対象地域において処理対象人員50人以下の浄化槽を新規設置又は転換設置する者で、次のいずれかに該当するものとする。 ・本町の住民基本台帳に登録された者又は登録されることが事実であると認められる者 ・中部地区において浄化槽を新規設置又は転換設置する者 ・当該年度中に事業を完成し、実績報告書が提出できる者 ・その他町長が特に必要と認めたもの 次のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。 ・建築確認の申請又は浄化槽設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者 ・中部地区以外の地域において販売の目的で、浄化槽付住宅等を建設する者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの ・町税等を完納していない者 ・町長が不適当と認める者 ・中部地区において、令和5年4月1日以降に当該補助金の交付を受けたことがある者 ・過去に補助金の交付を受けた者であって、交付を受けた日の属する翌年度の4月1日から起算して15年を経過していない者	5人槽　414,000円（新設）/414,000円（転換） 7人槽　474,000円（新設）/474,000円（転換） 10～50人槽　660,000円（新設）/660,000円（転換）			随時	予算内	上下水道課	0278-25-5014	https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/suido/2016-1027-1340-15.html	
浄化槽宅内配管工事費補助金	助成	みなかみ町浄化槽転換設置事業に伴う宅内配管工事費補助金	みなかみ町の浄化槽設置整備事業により整備する浄化槽のうち転換設置したものであって、宅内配管工事（浄化槽への流入管、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事	当該年度内に浄化槽を整備した者であって、次のいずれにも該当するもの ・既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を確認できること ・既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を原則として撤去処分すること ・補助対象工事であること ・当該年度末までに浄化槽の使用が開始されること。 ・町税等を滞納していないこと。	補助対象工事に要した費用の額とし、33万円を上限とする。（補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。）			随時	予算内	上下水道課	0278-25-5014	https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/suido/2016-1027-1340-15.html	
排水設備工事費補助金	助成	みなかみ町下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金	その土地の下水を対象施設に流入させるために必要な排水管その他の排水施設を設ける排水設備に係る工事であって、次のいずれかに該当するもの （1）既存の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事 （2）既存の浄化槽を廃止する工事	下水道等事業（みなかみ町公共下水道施設・藤原下農業集落排水処理施設・久保汚水処理施設）の処理区域内にある専用住宅又は併用住宅において補助対象工事をおこなう者であって、次のいずれかに該当するもの （1）住宅等の所有者又は当該住宅等の所有者の同意を得た使用者 （2）町税等を滞納していない者	補助対象工事に要した費用の額とし、10万円を上限とする。（補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。）			随時	予算内	上下水道課	0278-25-5014	https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/suido/2016-1027-1340-15.html	
太陽光発電設備設置費	助成	みなかみ町住宅用省ｴﾈﾙｷﾞｰ設備設置費補助金	【住宅用太陽光発電システム】【住宅用太陽熱温水器】【エコキュート】【エコジョーズまたはエコフィール】【エコウィル】【エネファーム】【ハイブリッド給湯器】を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助	・町内の自ら居住する住宅に設置する者及び、補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅（建売住宅）を購入する者 ・町民である方または町民となることが確実であると認められる方。 ・　世帯の全員が町税等を滞納していないこと ・過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。	【住宅用太陽光発電システム 】1Kwあたり25,000円　上限100,000円 【住宅用太陽熱温水器】自然循環式　1家庭1基 上限20，000円。 強制循環式　1家庭1基 上限40，000円。					企画課	0278-25-5001	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
生ごみ処理機設置費	助成	生ゴミ処理容器等購入補助金	価格4/5の補助（100円未満切捨て） 上限50,000円 電動式は、一世帯一基とし5年間は同じ内容の補助は受けられない	・町民 ・町税等に滞納がない方	価格4/5の補助（100円未満切捨て） 上限50,000円					住民課	0278-25-5010	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
耐震診断費	助成	みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1）昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2）平屋建てまたは二階建てのもの 3）在来軸組み工法で建築したもの	・派遣対象住宅の所有者かつ居住者 ・町税等に滞納がない者	交通費以外は町が全額負担			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
耐震改修費	助成	みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1）昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2）在来軸組み工法で建築した平屋建てまたは二階建てのもの 3）耐震診断の結果「倒壊する可能性があるまたは高い」と診断されたもの	・みなかみ町に住民登録を行っている者で、補助対象住宅の所有者または居住者 ・世帯員の中に町税等に滞納している者がいないこと	補助対象経費の1/2以内 限度額60万円			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami.gunma.jp/	